

令和5年度

金沢市町会連合会 理事会

日 時 令和5年10月25日（水）14:30

場 所 金沢市第二本庁舎 3階 2301会議室

次 第

1 行政等からの連絡事項

- (1) 避難行動要支援者名簿対象者の変更等について 福祉政策課
- (2) 令和5年度 道路除雪計画、道路除雪計画路線図の配布について 道路管理課

(配布のみ)

- ・「水道管にも冬じたくをしましょう」の班回覧へのご協力について

企業局維持管理課

- ・弁護士による無料法律相談会について

開催日： 3月 2日（土）

金沢弁護士会

- ・令和5年分確定申告関係チラシの班回覧について

金沢税務署

2 会長挨拶

3 報 告

(ページ)

- (1) 令和5年度理事視察研修の結果について

(1)

4 議 題

(ページ)

- (1) 第66回金沢市町会連合会大会の実施について (2)
- (2) 令和6年度春の全市一斉美化清掃デー及び
側溝どろあげの日程(案)について (4)
- (3) 緑の募金について (7)

5 その他

主要日程について

① 10月29日(日)		金沢マラソン2023
② 11月 5日(日)	15:00	第66回金沢市町会連合会大会 (ホテル日航金沢)
③ 12月18日(月)	18:00	年末理事懇談会 (KKRホテル金沢)
④ 1月18日(木)	18:00	新年初顔合わせ会 (ANAホリデイ・イン金沢スカイ)
⑤ 2月 7日(水)		市連常任理事会・同 理事会

令和5年度 金沢市町会連合会

理事視察研修経費精算書

実施期日：9月25日（月）～26日（火）

視察訪問先：群馬方面

（意見交換：前橋市自治会連合会）

（単位：円）

収 入		支 出	
参加者負担金 (20,000円×34名) (10,000円×3名)	710,000	J R新幹線（はくたか号） 831,600	1,300,740
		貸し切りバス (通行料、乗務員経費等含む) 469,140	
市民協働推進課負担金 (15,000円×1名)	15,000	宿泊費 (夕食懇談含む)	630,000
一般会計負担分	1,489,512	食事・飲物 (昼食2日分)	176,520
		見学施設入場料 (案内ガイド料含む)	37,500
		その他雑費 (車内飲物)	14,752
		旅行関連経費 (添乗、傷害保険料)	55,000
合 計	2,214,512	合 計	2,214,512

令和5年度
第66回金沢市町会連合会大会 次第（案）

日 時 令和5年11月5日（日）
15:00～19:30
会 場 ホテル日航金沢

第1部 大会 15:00～ 孔雀の間

1. 開会のことば
2. 国歌斉唱
3. 金沢市民憲章唱和
4. 会長式辞
5. 表彰状・感謝状贈呈 〈市長表彰〉 ○市長功労表彰 **※各区分代表者登壇**
○市長表彰
○市長感謝状
〈町連会長表彰〉 ○会長表彰
○会長感謝状
6. 来賓祝辞 石川県知事・金沢市長・金沢市議会議長
7. 来賓紹介
8. 被表彰者代表謝辞
9. 大会宣言
10. 閉会のことば

第2部 記念講演 16:00～ 孔雀の間

演題 「戦国時代金沢の世界」

講師 金沢学院大学名誉教授 東四柳 史明 氏

第3部 受賞祝賀・意見交換会 17:30～（終了予定 19:30）鶴の間

オープニング

会長あいさつ

乾杯

歓談

閉会のあいさつ

※タイムスケジュール等については、進行状況により多少の変更が生ずる場合があります。

令和5年度

被表彰者(96名)

- 市長功勞表彰 4名
- 市長表彰 11名
- 市長感謝状 21名
- 会長表彰 31名
- 会長感謝状 29名

市長功勞表彰被表彰者名簿(4名)

町会長として在任した期間が14年以上の者(4名)

校下(地区)名	前・現職名	氏名
味噌蔵	天和会町会長	高垣 豊樹
松ヶ枝	尾山町町会町会長	福岡 俊明
馬場	馬場二番丁中央会町会長	本田 茂明
小坂	神宮寺イトーピア町会町会長	前波 英久

市長表彰被表彰者名簿(11名)

町会長として在任した期間が10年以上の者(11名)

校下(地区)名	前・現職名	氏名
味噌蔵	上今町町会町会長	越田 和好
味噌蔵	殿町信交会町会長	塚本 昭夫
此花	木ノ新保三番丁町会町会長	河原 進
馬場	木町三番丁町会長	山岸 一男
馬場	辰和会町会長	金森 裕
諸江	三浦町町会町会長	山本 新一
川北	北寺上町会町会長	土居本政次
小立野	上野町町会町会長	土清水哲明
犀川	辰巳丘町会町会長	大西 忠
湯涌	菱池町町会町会長	小西 哲夫
湖南	八田町西町会町会長	高橋 俊之

市長感謝状被贈呈者名簿(21名)

町会連合会会長として4年以上7年未満在任して退任した者(2名)

校下(地区)名	前職名	氏名
弥生	弥生町会連合会会長	大橋信喜美
諸江	諸江地区町会連合会会長	楠 景二

町会長として5年以上10年未満在任して退任した者(19名)

校下(地区)名	前職名	氏名
中村町	増泉増栄会町会長	上浦 達之
中村町	増泉三交会町会長	西尾 行雄
中村町	増泉昭交会町会長	竹内 孝志

新 豎 町	幸町清交会町会長	藤田 隆
新 豎 町	幸町川岸会町会長	坂田 信二
材 木	橋場三巡り町会町会長	坂本 明
材 木	観三町会町会長	安念 尚弘
味噌蔵	下新町町会町会長	澤田 光夫
味噌蔵	小尻谷町会町会長	辻本 隆光
味噌蔵	森生会町会長	岡峰 猛夫
長土堀	上西馬場会町会長	島田 幸男
馬 場	馬場本通り町会長	竹内 直樹
川 北	北寺町会町会長	中田 吉則
押 野	八日市第一町会町会長	辰田知太郎
四 十 万	三十苅中央町会町会長	本多 善正
金 石 町	新本町町会町会長	番匠 博和
小 立 野	むつみ会町会長	坂下 孝一
小 立 野	笠舞新和会町会長	助生 昇
犀 川	熊走町町会町会長	東川勇輝夫

会長表彰被表彰者名簿(31名)

町会連合会副会長等の要職者として在任した期間が6年以上の者(1名)

校下(地区)名	前・現職名	氏名
栗 崎	栗崎校下町会連合会副会長	浜谷 晃

町会長として在任した期間が7年以上の者(13名)

校下(地区)名	前・現職名	氏名
中 村 町	西側親交会町会長	高見 利幸
材 木	火除町望岳会会長	上木 英夫
材 木	観一町会町会長	長田 淳
味噌蔵	中町なかよし会町会長	村田 博
長 町	新片町町会町会長	小財 利政
松ヶ枝	上近江町町会町会長	浅井 清治
芳 齋	本町町会長	手塚 利子
芳 齋	パークサイト玉川町会長	高橋 セイ
森 山	新鳴和町会町会長	岡谷 蓉子
川 北	松寺団地町会町会長	宮本 照政
富 樫	清瀬町会長	高畠 照男
富 樫	坪野町会長	木村 松久
富 樫	倉ヶ嶽町会長	正礼 正克

単位町会の副会長及び会計として在任した期間が8年以上の者(17名)

校下(地区)名	前・現職名	氏名
中 村 町	増泉三交会副会長	大口 博
中 村 町	西側親交会副会長	大浦 絹枝
中 村 町	白菊町北友会副会長	岩田 隆光
中 村 町	増泉三交会副会長	西村 一夫
中 村 町	西側親交会会計	品野 昌子
長 坂 台	平和町大通り町会副会長	北川 茂樹
菊 川	台誠会副会長	辻 雅彦
菊 川	藤富会副会長	樫田 幸二

長 土 堀	交信会副会長	下川 道夫
芳 齋	穴水町町会副会長	高出 佳代
芳 齋	玉川下町会会計	國分 裕行
芳 齋	六枚町町会会計	寺井 淳
夕 日 寺	山王町第一町会副会長	松田 耕作
夕 日 寺	山王町第一町会副会長	安原 正一
川 北	北寺町会会計	寺野 雅博
米 丸	玉鉾4丁目町会副会長	神戸 英明
金 石 町	曙3丁目町会副会長	五味川知史

会長感謝状被贈呈者名簿(29名)

町会長として4年以上在任して退任した者(20名)

校下(地区)名	前職名	氏名
弥 生	泉旭町三丁目町会町会長	荒井 英則
弥 生	富樫町会町会長	山口 嘉則
中 村 町	増泉親交会町会長	藤村 建雄
中 村 町	増泉轟町会町会長	岩崎 秀昭
味噌蔵	御親会町会長	細井 直良
味噌蔵	天親会町会長	山田 信之
松ヶ枝	下近江町町会町会長	辻 貴彦
此 花	上鍛冶町町会町会長	和田 清久
此 花	鍛冶片原町町会町会長	村井 敏和
馬 場	東山三丁目新生会町会長	中黒 公彦
川 北	沖町町会町会長	東 豊
川 北	磯部町会町会長	宮前 克宏
米 丸	玉鉾4丁目町会町会長	細口 光弘
米 丸	間明町町会町会長	坪倉 一也
西 南 部	新八日市出町町会町会長	馬場 勝明
金 石 町	新本町町会町会長	高畠 進
金 石 町	金石下越前町町内会町会長	室崎 善仁
小 立 野	鳳正会町会長	松井 信司
犀 川	瀬領町町会町会長	瀬戸 修
湖 南	忠縄町町会町会長	山本 隆之

単位町会の副会長及び会計として5年以上在任して退任した者(7名)

校下(地区)名	前職名	氏名
中 村 町	増泉三交会会計	木村 勇二
中 村 町	増泉町会副会長	増本 志郎
長 坂 台	伏見新町町会副会長	村本 利之
長 土 堀	親善会副会長	田中 義明
芳 齋	宗四下町会会計	八田 正弘
川 北	北寺上町会会計	船本 一正
米 丸	玉鉾4丁目町会副会長	田中 幹久

校下・地区町会連合会の事務を担当した期間が7年以上の者(2名)

校下(地区)名	前・現職名	氏名
味噌蔵	味噌蔵地区町会連合会事務局	社本 昌江
三 和	三和校下町会連合会事務局	中林富士美

令和5年10月25日

各校下・地区町会連合会会長 様
〃 事務担当者 様

金沢市町会連合会
会長 中川 一成

令和6年度春の全市一斉美化清掃デー
および側溝どろあげの日程（案）について

晩秋の候、貴台には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、町会の美化清掃に多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につき別紙（案）のとおり予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、日程の変更を希望する場合及び一斉清掃・側溝どろあげを実施しない場合は、令和6年1月5日（金）までにご連絡ください。

なお、この日程（案・別紙）は収集量を勘案のうえ、校下・地区ごとに実施日を調整しておりますので、ご了承ください。

令和6年度 春の一斉美化清掃および側溝どろあげ日程(案)

校下名 4月7日	校下名 4月14日	校下名 4月21日	校下名 4月28日	校下名 5月5日	校下名 5月12日	校下名 5月19日	校下名 5月26日
野町	味噌蔵	新竪町	長坂台	十一屋	泉野	長町	弥生
大浦	小坂	材木	浅野町	森山	鞍月	松ヶ枝	中村町
三和	諸江	馬場	浅野川	千坂	長田町	長土堀	菊川
伏見台	米泉	川北	栗崎	米丸	二塚	芳斎	夕日寺
戸板	富樫	新神田	押野	大野町	医王山	此花	大徳(木曳野)
犀川	小立野	額	安原(緑団地含む)	花園	湖南	瓢箪	内川
	崎浦	四十万	薬師谷		三谷	西南部	
	田上	扇台				三馬	
	東浅川	西				森本	
	俵	金石町					
		湯涌					

「春の全市一斉美化清掃」実施にあたっての留意点

1. 実施について

(1) 収集できないもの

「家庭ごみの分け方・出し方」に記載してある**有料粗大ごみ（66品目）、自転車等の大型金属及び排出禁止物**（消火器、バイク、タイヤ、バッテリー、ペンキ、灯油、ガスボンベ、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン等）は、**収集できませんので、絶対に出さないでください。**

(2) 収集時期

土のう袋とごみ袋の収集は、翌日から週末にかけて順次行います。

土のう袋とごみ袋はそれぞれ別に収集されます。同日に収集されるとは限りませんので、周知とご理解をお願いします。

(3) 収集場所

① **土のう袋は、できるだけまとめて沿道に出してください。民地（家の敷地内）に置かれている場合は収集されません。**

② **ごみ袋は、収集漏れを防ぐため、集積場所を必ず各校下・地区町会連合会（以下 校下（地区））で指定し、単位町会に周知をお願いします。**

- ・ 1校下(地区)あたり5か所程度といたします。ただし、地域が広く対応できない場合は、大型トラックの通行可能な場所であれば、若干の追加は可能です。
- ・ 山間部など隣の町まで非常に離れている場所につきましては、1町に1か所指定していただくことも可能です。
- ・ 交通量の多い交差点近くなどについては、収集車が停車できませんので、指定をしないでください。
- ・ 指定した集積場所以外のごみ、収集後に出されたごみ及び収集できない種別のごみにつきましては、各校下(地区)で処理していただくこととなります。

2. ごみ袋の集積場所の届出について

(1) 1. (3) ②で指定した**集積場所が、前回と同じ場合は届出する必要はありません。**

(2) **集積場所の変更、追加、廃止などがある場合は、その場所を住宅明細図などにわかりやすく書き込み、実施日の2週間前までに、各校下（地区）単位で下記《提出先》まで提出（郵送又はFAX）してください。**

《提出先》

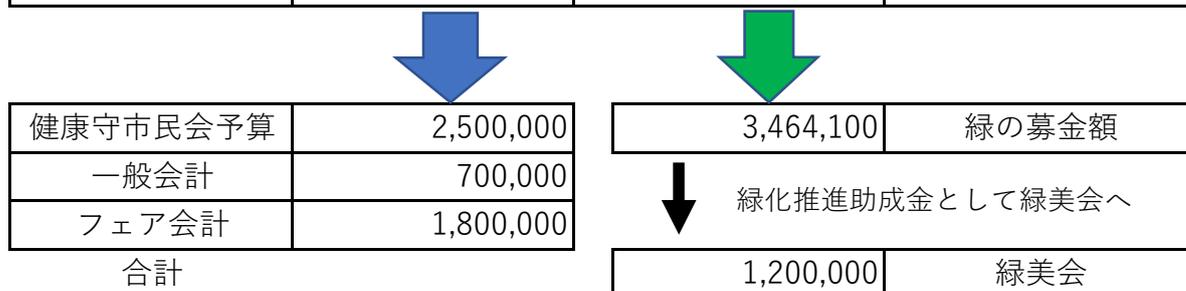
〒920-8577 金沢市柿木畠 1-1
金沢市役所 ごみ減量推進課
電 話 220-2302
FAX 260-7193

※収集もれがあった場合もごみ減量推進課までご連絡をお願いします。

県緑の募金の取り組みについて

1 市連の会費及び募金の負担について

世帯数	市町連 (10円)	健康守市民会 (20円)	県緑の募金 (30円×0.9)	会費等合計
143,716	2,055,000	2,843,000	3,849,000	8,747,000
市連収入	手数料10%	284,300	384,900	669,200
	5年度会費等	2,558,700	3,464,100	



2 募金や寄付金を自治会等の会費から一括して募金することについて

(1) 法律上の問題

滋賀県甲賀市甲南町希望が丘の住民ら5人が、所属する自治会を相手に、自治会費に寄付分の2千円を上乗せすることとした自治会の決議は無効として訴えた裁判で平成19年8月24日大阪高等裁判所で「自治会の決議は、寄付を強制するもので思想信条の自由を侵し、無効とする判決をくだし、平成20年4月の最高裁で判決が確定した。この背景は、募金や寄付行為は、個人の自由意志であり、会費から支払うことで強制徴収となり、本来の募金等の趣旨に反することになる。

(2) 緑の募金の問題点

そもそもこの募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（平成7年法律第88号）に基づき、自発的な協力によって森林・緑を守り育てる取組みの推進等を図る目的で実施するとある。あくまでも自発的な協力である。現行の町連の会費等の一つとして世帯数に目標額として世帯数×30円×0.9（千円未満切捨て）で負担を求めていることは、自発的な協力ではなく、強制力を持った募金であり、上記の判例からみて、違法性を疑わざるを得ない。

(3) 募金額の40%相当が緑美会への助成金となっていることについて

緑美会に対して緑の募金から助成金として募金額の約40%分（120万円）が拠出されている。この40%は共同募金も各地区社協による募金額の約40%が戻されているのと同様な理屈と思われる。もし、市連として募金をやめた場合のこの助成金については市と協議する。